

## 研究開発と Society5.0 との橋渡しプログラム運用指針

平成 29 年 5 月 29 日  
ガバニングボード決定  
(最終改正：令和 7 年 3 月 12 日)

「科学技術イノベーション創造推進費に関する基本方針」(平成 26 年 5 月 23 日 総合科学技術・イノベーション会議。以下「基本方針」という。)に基づき、研究開発と Society5.0 との橋渡しプログラム(以下「BRIDGE」\*という。)の実施に必要な運用指針を定める。

## 1. プログラム統括チーム

- プログラム統括及びプログラム統括補佐は内閣府政策参与を充て、その任期は原則 2 年とする。再任を妨げない。
- プログラム統括補佐は全般的にプログラム統括を補佐する。
- プログラム統括委員は研究開発及びその成果の社会実装(以下「研究開発等」という。)に係る横断的な視点からプログラム統括を補佐するものとして数名を内閣府が委嘱することができるものとする。
- プログラム統括チームはガバニングボードの求めに応じ、プログラムの進捗状況等につき報告を行う。
- プログラム統括、プログラム統括補佐は SIP の業務と兼務するものとし、プログラム統括委員は SIP の業務を兼務することができるものとする。

## 2. 各省 PD 等

- 対象施策ごとに各省庁にプログラムディレクター(以下「各省 PD」という。)を置く。
- 各省 PD は、各省庁が対象施策に関連する施策(以下「関連施策」という。)を担当する管理職、関連施策の有識者その他の関係者を任命するものとする。
- 各省 PD は施策全体の研究開発等の計画(以下「研究開発等計画」という。)の策定・改定、対象とする事業の予算配分、明確な研究開発等の目標、マイルストーンの設定ときめ細やかな進捗管理・事業支援、機動的な研究開発等計画変更、フォローアップ、毎年度の評価の実施とその予算配分及び各省庁の関連施策への反映、産業界と大学等が一体的に推進する産学官の連携体制の構築等 SIP 型マネジメント<sup>†</sup>を実施する。

\* BRIDGE : programs for **B**ridging the gap between **R**&**D** and the **I**deal society (society 5.0) and **G**enerating **E**conomic and social value

<sup>†</sup> SIP 型マネジメント

<必須要件>

- ① 施策ごとに各省庁がプログラムディレクター (PD) を置き、PD に全体の研究開発等計画の策定・変更、予算配分等の権限を集中
- ② 明確な研究開発目標、マイルストーンの設定ときめ細やかな進捗管理、機動的な研究開発等計画変更
- ③ 毎年度の評価の実施とそれを反映させた予算配分
- ④ 産業界と大学等が一体的に推進する産学官連携体制を構築

- 各省 PD は、対象施策の推進に当たり、各省 PD を補完・補佐するために必要な人員を配置することができる。
- 各省庁は、各省 PD の業務のうち、対象とする事業の実施者の公募及び契約の締結、進捗管理、事業支援、毎年度の評価等のマネジメント業務について、所管する独立行政法人を活用することができる。
- SIP に関連する課題がある場合には、各省 PD による対象施策の推進に当たって、SIP 型マネジメントにより府省連携による取組を推進するため、当該課題の SIP の PD（以下「SIPPD」という。）が SIP の推進委員会での意見を踏まえつつ、提案、助言及び支援を行うものとする。
- 関連する課題の SIPPD は、各省 PD を兼務することができる。
- 内閣府は必要に応じ、各省庁に対し、各省 PD を交代させることができる。

### 3. プログラムの運営

#### (1) 研究開発型

統合イノベーション戦略等の科学技術・イノベーション政策の方針に基づき、総合科学技術・イノベーション会議（以下「CSTI」という。）の司令塔機能を生かし、各省庁の研究開発等の施策のイノベーション化（SIP や各省庁の研究開発等の施策で開発された革新技術等を社会課題解決や新事業創出に橋渡しするための取組をいう。以下同じ。）を推進する。

そのため、ガバニングボードは、重点課題を設定した上で、各省庁から提案を募集し、各分野の施策動向等に係る有識者からの意見や産業界等のニーズを踏まえ、民間研究開発投資の誘発又は財政支出の効率化に資する取組に予算配分を行う。

なお、ガバニングボードによる評価を効果的かつ効率的に進めるため、ガバニングボードの下に、CSTI 有識者議員、プログラム統括チームその他の有識者で構成される BRIDGE 評価委員会を設置する。同委員会の構成等については、ガバニングボードが別に定める。

また、BRIDGE 評価委員会による評価を円滑に実施するため、必要に応じて、同委員会の下に、BRIDGE 評価ワーキンググループを設置することができる。

#### ① 新規施策に係る実施方針の策定

- ガバニングボードは、毎年度、統合イノベーション戦略等の科学技術・イノベーション政策の方針に基づき、各省庁の研究開発等の施策のイノベーション化を推進する重点課題を設定する。
- 内閣府は、各省庁から、重点課題に対応した施策の提案を募集する。

---

#### <推奨要件>

- 1) 基礎研究から社会実装までを見据えて一貫通貫で研究開発を推進するものであること。
- 2) 府省連携による分野横断的な取組が必要な施策については、関連分野の SIPPD が各省 PD を兼務し又は各省 PD と連携し、各省庁所管分野の関係者と協力して推進するものであること。
- 3) 技術だけでなく、事業、制度、社会的受容性、人材に必要な視点から社会実装に向けた戦略を有していること。
- 4) オープン・クローズ戦略を踏まえて知財戦略、国際標準戦略、データ戦略、規制改革等の手段が明確であること。
- 5) マッチングファンドなどの民間企業等の積極的な貢献が得られ、研究開発の成果を参加企業が実用化・事業化につなげる仕組みを有していること。
- 6) スタートアップの参画に積極的に取り組むものであること。

- 各省庁は、施策の提案に当たって、施策の名称、各省 PD、対象とする事業の概要、事業費及びそのうち推進費の配分を要望する額、事業期間、事業終了後のエグジット戦略を記載した研究開発等計画の案を作成し、内閣府に提出する。
  - 内閣府は、関連する分野の視点から SIPPD その他の有識者に、制度的・分野横断的視点からプログラム統括チームにそれぞれ意見を聴取し、BRIDGE 評価委員会に報告する。
  - BRIDGE 評価委員会は、SIPPD、プログラム統括チームの意見を踏まえ、研究開発等計画の事前評価を行う。
  - ガバニングボードは、BRIDGE 評価委員会での事前評価の結果を踏まえ、対象となる施策、推進費の配分額、事業期間を含む実施方針を策定する。
- ② 対象施策への推進費の配分の決定
- 内閣府は、毎年度、実施方針に基づき、各省庁の対象となる施策に対して、推進費の配分を行う。
  - 各省 PD は、BRIDGE 評価委員会による評価及び実施方針に基づき、研究開発等計画を策定・改定し、当該研究開発等計画に基づき、施策を推進する。
  - 施策の対象とする事業の実施に当たって、特定の技術・設備・施設等を活用することが不可欠な場合などやむを得ない場合を除き、公募を実施するものとする。
- ③ 対象施策の進捗状況に係るフォローアップ
- 各省 PD は、外部有識者等による専門的観点からの対象施策に対する評価（4.（1）②）（以下「自己点検」という。）を実施し、その結果を内閣府に提出する。
  - 次年度に継続する施策については、各省 PD は、内閣府が定める期日までに、自己点検の結果を踏まえて、次年度における事業費及びそのうち推進費の配分を要望する額を含む研究開発等計画の改定案を作成し、内閣府に提出する。
  - 内閣府は、提出された自己点検の結果及び研究開発等計画の改定案について、SIPPD 及びプログラム統括の意見を聴取するものとする。
  - BRIDGE 評価委員会は、SIPPD、プログラム統括チームの意見を踏まえ、年度末評価を行う。次年度に継続する施策の評価に当たっては、施策又は施策の対象とする個々の事業について、研究開発等計画に沿って実施されていない又は目標達成の見込みがないものについては、次年度の推進費の配分を認めない、また、目標以上の成果が得られ、早期の社会実装が期待されるものについては、研究開発等計画の前倒しする、などについて検討を行うものとする。
  - ガバニングボードは、BRIDGE 評価委員会での年度末評価の結果を踏まえ、次年度に継続する施策については、継続する事業の概要、推進費の配分額、事業期間を含む実施方針を策定する。また、当該年度で終了する施策については、各省庁の関連施策への反映等について評価意見をまとめるものとする。
- ④ その他
- 年度途中で機動的に対応すべき事項が生じた場合、ガバニングボードは、当該対応に関する実施方針を策定又は改定するとともに、対象施策の選定及び推進費の配分の決定を行うことができる。

## （2）システム改革型

中長期的に官民研究開発投資の拡大を図るため、地域中核大学イノベーション創出環境強化事業、戦略的大学改革・イノベーション創出環境強化事業、スタートアップ・エコシステム形成推進事業、新 SBIR 制度加速事業及び標準活用加速化支援事業を下記のとおり実施する。

なお、ガバニングボードによる評価を効果的かつ効率的に進めるため、ガバニングボードの下に、CSTI 有識者議員及びその他の有識者で構成される審査・評価委員会を設置する。同委員会の構成等については、ガバニングボードが別に定める。

① 地域中核大学イノベーション創出環境強化事業（令和 8 年度まで）、戦略的大学改革・イノベーション創出環境強化事業

i) 実施方針の策定

○ イノベーション創出に向けた戦略的な大学改革等に向け、各府省における施策を効果的に推進することを目的に、審査・評価委員会は、当該事業の対象施策、対象施策への配分額、事業実施期間、その他推進に当たっての必要事項を記載した実施方針案を作成する。

○ ガバニングボードは、審査・評価委員会から実施方針案に係る報告を聴取し、実施方針を策定する。

ii) 対象施策の実施状況等に係るフォローアップ

○ 審査・評価委員会は、定期的（少なくとも年に 1 回以上）に、対象施策の実施状況や、配分した資金の使用状況を把握し、必要に応じて助言等を行う。

② スタートアップ・エコシステム形成推進事業

i) 実施方針の策定

○ 統合イノベーション戦略に基づき、研究開発型スタートアップの創業に係る総合的な環境整備の実現に必要な施策であって、各府省において十分には実施されておらず、かつ司令塔として実施すべき特に重要な施策等を推進するため、審査・評価委員会は、毎年度、当該事業の対象施策、各対象施策への配分額、各対象施策の実施期間、その他推進に当たっての必要事項を記載した実施方針案を作成する。

○ ガバニングボードは、審査・評価委員会から実施方針案に係る報告を聴取し、実施方針を策定する。

ii) 対象施策の実施状況等に係るフォローアップ

○ 審査・評価委員会は、定期的（少なくとも年に 1 回以上）に、対象施策の実施状況や、配分した資金の使用状況を把握し、必要に応じて助言等を行う。

③ 新 SBIR 制度加速事業

i) 実施方針の策定

○ 新 SBIR 制度に基づき統一的な運用を行う各省庁の研究開発補助金等の連携を加速し、省庁横断で研究開発から事業化までの切れ目ない支援を実施するために必要な施策であって、各省庁において十分には実施されておらず、かつ司令塔として実施すべき特に重要なものを推進するため、審査・評価委員会は、毎年度、当該事業の対象施策、各対象施策への配分額、各対象施策の実施期間、その他推進に当たっての必要事項を記載した実施方針案を作成する。

○ ガバニングボードは、審査・評価委員会から実施方針案に係る報告を聴取し、実施方針を策定する。

- ii) 対象施策の実施状況等に係るフォローアップ
  - 審査・評価委員会は、定期的（少なくとも年に1回以上）に、対象施策の実施状況や、配分した資金の使用状況を把握し、必要に応じて助言等を行う。
- ④ 標準活用加速化支援事業
  - i) 実施方針の策定
    - 戦略的な標準の活用を政府全体として推進するため、各府省において実施される特に重要な施策等を推進することを目的に、審査・評価委員会は、毎年度、当該事業の対象施策、各対象施策への配分額、各対象施策の実施期間、その他推進に当たっての必要事項を記載した実施方針案を作成する。
    - ガバニングボードは、審査・評価委員会から実施方針案に係る報告を聴取し、実施方針を策定する。
  - ii) 対象施策の実施状況等に係るフォローアップ
    - 審査・評価委員会は、定期的（少なくとも年に1回以上）に、対象施策の実施状況や、配分した資金の使用状況を把握し、必要に応じて助言等を行う。

#### 4. 評価

「国の研究開発評価に関する大綱的指針（平成28年12月21日、内閣総理大臣決定）」を踏まえ、以下のとおり BRIDGE についての評価を行う。

##### (1) 評価対象

##### ① 制度全体に対する評価

###### i) 評価主体

- ガバニングボードが外部の専門家等を招いて行う。

###### ii) 実施時期

- BRIDGE については、令和4年12月の本運用指針の改定後、制度の実施状況を踏まえつつ、一定の期間ごとに中間評価を行うこととする。

###### iii) 評価項目・評価基準

- a) 民間研究開発投資の誘発又は財政支出の効率化に有効であったか。
- b) 各省庁の施策のイノベーション化への誘導に有効であったか。
- c) SIP 型マネジメントの導入に有効であったか。
- d) BRIDGE の制度に改善すべき点はないか。

###### iv) 評価結果の反映方法

- 事前評価は、令和4年12月改定後の本運用指針の運用等に反映させる。
- 中間評価は、当該年度までの実績と次年度以降の研究開発等計画に関して行い、次年度以降の制度の運用等に反映させる。

##### ② 研究開発型における対象施策に対する評価

###### i) 評価主体

- 推進費の配分を受けた対象施策を実施する各省 PD が外部の専門家等を招いて行う。次年度も推進費の配分を求める事業については、各省 PD が実施した自己評価結果に対する評価を BRIDGE 評価委員会が行う。

###### ii) 実施時期

- 事前評価、年度末評価、終了時の評価（以下「最終評価」という。）、終了後の一

定期間経過後の評価（以下「追跡評価」という。）とする。

- 事前評価は、内閣府の施策の提案募集に応じて各省庁から提案があった施策の研究開発等計画について、BRIDGE 評価委員会が評価を行う。
- 年度末評価は、各年度の終了時、内閣府が定める期日までに、各省 PD が対象施策の当該年度までの実績に対する評価を行い、その結果を内閣府に提出する。内閣府に提出された評価結果に基づき、BRIDGE 評価委員会が評価を行う。
- 最終評価は、各省 PD が、対象施策の最終年度終了後、最終年度までの実績に対して評価を行い、その結果を内閣府に提出する。BRIDGE 評価委員会は、必要に応じ、内閣府に提出された評価結果を各省 PD から聴取し、評価を行う。
- 追跡評価は、BRIDGE の対象施策への推進費が配分された事業について、毎年度の効果検証に加え、事業終了後3年後を目途に行う。

### iii) 評価項目・評価基準

- a) BRIDGE の制度の目的との整合性
- b) 統合イノベーション戦略等の各種戦略及びガバニングボードが設定する重点課題との整合性
- c) 目標（特にアウトカム目標）の妥当性、目標達成に向けた工程表の達成度合い
- d) 適切な SIP 型マネジメントがなされているか。また、各省庁の関連施策（予算事業に限らず、各省庁が所掌事務として実施する施策をいう。）に反映が見込まれるかどうか。
- e) 民間研究開発投資を呼び込むための取組の進捗状況
- f) 事前評価の際には、上記 a) から d) の見通しを踏まえ、施策を実施することにより、各省庁の研究開発等の施策のイノベーション化が推進されるかという観点から、BRIDGE における施策の実施の可否について判断を行う。
- g) 最終評価の際には、上記 a) から d) に加え、見込まれる効果あるいは波及効果、民間研究開発投資誘発効果及びその見込み又は財政支出の効率化に係る効果及びその見込み、終了後のフォローアップの方法等が適切かつ明確か。
- h) 追跡評価の際には、各課題の成果の実用化・事業化の進捗状況、見込まれる効果あるいは波及効果に加え、民間研究開発投資誘発効果及び財政支出の効率化
- i) その他、対象施策ごとに特有の事情等を勘案し、必要に応じ、BRIDGE 評価委員会が定めることができる。

### iv) 評価結果の反映方法

- 事前評価は、研究開発等計画の策定に反映させる。
  - 年度末評価は、次年度以降の研究開発等計画に反映させる。
  - 最終評価は、終了後のフォローアップ等に反映させる。
  - 追跡評価は、改善方策の提案等を行う。
- ③ システム改革型（地域中核大学イノベーション創出環境強化事業（令和8年度まで）、戦略的大学改革・イノベーション創出環境強化事業、スタートアップ・エコシステム形成推進事業、新 SBIR 制度加速事業及び標準活用加速化支援事業）における対象施策に対する評価
- i) 評価主体
    - 審査・評価委員会が対象施策の実施状況を把握し、ガバニングボードで審議する。

ii) 実施時期

- 毎年度末に当該年度の取組に係る評価を実施する。

iii) 評価項目・評価基準

- 評価項目・評価基準については、審査・評価委員会が作成する案を踏まえ、ガバニングボードが定める。

iv) 評価結果の反映方法

- ガバニングボードは対象施策の評価の結果を踏まえ、必要に応じて、研究開発等計画の見直しや助言を行う。
- ガバニングボードは、当該評価結果を踏まえ、次年度の推進費の配分有無や配分額を検討し、次年度実施事業に反映させる。

(2) 結果の公開

- 評価結果は原則として公開する。
- 評価を行う BRIDGE 評価委員会、審査・評価委員会及びガバニングボードは、非公開の研究開発情報等も扱うため、非公開とする。

(3) 効率的な評価

自己評価を含め評価は毎年度実施することを考慮して、重複した作業を避けて可能な限り既存の資料を活用するなど効率的に行うものとする。

5. その他

- 上記の他、BRIDGE の推進上必要な詳細事項に関しては、ガバニングボード座長と協議の上、内閣府において定める。
- なお、令和 7 年 3 月 12 日改正の前の規定により実施されている BRIDGE の対象施策等については従前の例による。